

## 氷見市芸術文化館の優先利用について

このたびは、当館の利用をご検討頂き、誠にありがとうございます。

当館は、「市民の文化芸術の振興及び市民相互の交流を図り、文化芸術活動の発信拠点及びにぎわい創出の場とする」ことを目的として設置された施設です。(氷見市芸術文化館条例)

このため、当館の利用の申込にあたっては、**次の事業等は優先使用**することとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 氷見市または氷見市教育委員会が、主催または共催する事業
- 2 公益財団法人氷見市文化振興財団(氷見市芸術文化館指定管理者)が主催する事業
- 3 氷見市以外の官公庁が主催する事業
- 4 各種学校を含む教育機関(学校教育法第1条に規定する学校等及び保育所等)が主催する重要な催し物
- 5 公益的団体が主催する催し物(ただし、氷見市または氷見市教育委員会からの優先使用の承認依頼が必要)

※ただし、上記の事業等は1～5の順で優先的に使用を認めるもので、優先事業であっても日程調整によりご希望の日に利用できない場合があります。